2026年11月11日

各　位

会社名　トピー工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　石井 博美
（コード：7231　東証プライム・名証プレミア）
問合せ先　執行役員総務部長　小柳津 智毅
（TEL 03-3493-0141）

# 社員持株会を用いた株式付与施策の実施及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社の子会社の社員を対象として、トピー工業グループ社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を用いた株式付与施策（以下「本施策」といいます。）を実施するとともに、本施策の実施に伴い、本持株会を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．自己株式処分の概要

| | |
|---|---|
| (1)払込期日 | 2027年２月５日 |
| (2)処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式56,655株（注） |
| (3)処分価額 | １株につき3,165円<br>（2026年11月10日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値） |
| (4)処分総額 | 179,313,075円（注） |
| (5)処分株式の割当方法 | 第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲内で、本持株会が申し込んだ株式の数を本持株会に対して割り当てます。当該割り当てた株式の数が、実際に処分する株式の数となります。 |
| (6)割当予定先 | トピー工業グループ社員持株会 |
| (7)その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。 |

（注）本持株会は、本日以降速やかに開催予定の持株会理事会の決議を経た上で、当社による本自己株式処分に係る有価証券届出書の提出後に、十分な周知期間を設け、当社グループの社員を対象に入会の募集を実施する予定です。したがって、上記の処分する株式の数及び処分総額は現時点における上限であり、入会の募集終了後、本施策の対象となる会員の人数等に応じて確定する予定です。

２．本施策の実施及び本自己株式処分の目的及び理由

当社は、当社及び当社の子会社の社員に対し、本持株会を通じて、当社が処分する当社株式を取得する機会を提供することにより、社員の経営への参画意識及び株主との中長期的な価値共有を促進するとともに、中期経営計画の人的資本強化施策の一環として、社員の財産形成を支援し、会社への帰属意識を高めることを目的として、本施策を実施することといたしました。

本施策では、当社及び当社の子会社の社員のうち所定の要件を満たす対象会員に対し、当社から特別

奨励金（以下「本特別奨励金」といいます。）を金銭として支給し、対象会員は、支給された本特別奨励金の全額を本持株会に拠出します。

本持株会は、対象会員から拠出された本特別奨励金を取りまとめ、当社に対し、本自己株式処分に係る払込みを金銭で行い、当社は、本持株会に対して第三者割当の方法により当社普通株式を処分します。

本特別奨励金は金銭として支給するものであり、対象会員に対して金銭債権を付与するものではありません。また、本自己株式処分に係る払込みは金銭をもって行うものであり、現物出資によるものではありません。

本持株会に割り当てられた当社普通株式は、本持株会の規約その他の定めに従い、対象会員の持分として配分され、本持株会において管理されます。

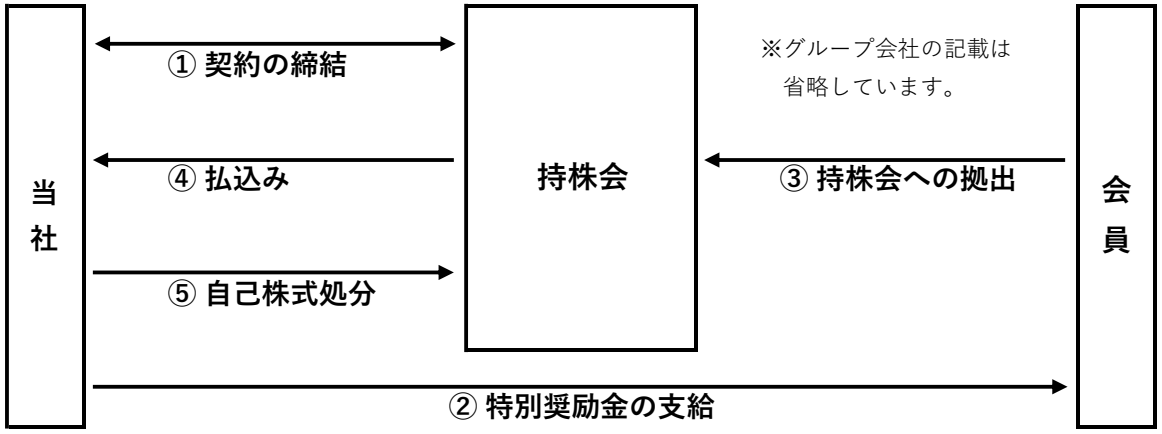
なお、本自己株式処分により本持株会が取得する当社普通株式については、本自己株式処分に際して新たな譲渡制限その他の処分制限を付すものではありません。

処分株式数につきましては、「１．自己株式処分の概要」の（注）に記載のとおり、入会の募集終了後、対象会員の人数等に応じて本持株会から引受けの申込みがなされ、当該申込みがなされた株式数を本持株会に割り当てることにより確定します。

本自己株式処分による希薄化の規模は、2026 年９月 30 日現在の発行済株式総数 24,077,510 株に対する割合が 0.24%、同日現在の総議決権数 213,518 個に対する割合が 0.27%となる見込みです（いずれも小数点以下第３位を四捨五入しております。）。

当社は、本施策の実施が、社員の経営への参画意識及び株主との中長期的な価値共有を促進するとともに、中期経営計画の人的資本強化施策の一環として、社員の財産形成を支援し、会社への帰属意識を高めるものと考えております。このため、本自己株式処分による希薄化の規模は合理的であり、また、その希薄化の規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しております。

３．本施策の仕組み




① 当社と本持株会との間における契約の締結
当社と本持株会は、本自己株式処分及びその引受けに関する株式引受契約を締結します。

② 本特別奨励金の支給
当社は、対象会員に対し、本特別奨励金を金銭として支給します。

③ 本持株会への拠出
対象会員は、支給された本特別奨励金の全額を本持株会に拠出します。

④ 本自己株式処分に係る払込み
本持株会は、対象会員から拠出された本特別奨励金を取りまとめ、当社に対し、本自己株式処分に係る払込金額の全額を金銭で払い込みます。

⑤ 自己株式の処分
当社は、本持株会に対し、第三者割当の方法により自己株式を処分します。

４．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本施策に基づき対象会員に支給された本特別奨励金を払込資金として、対象会員が本持株会に拠出し、本持株会がこれを取りまとめて当社への払込みを行うものです。

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 11 月 10 日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である１株 3,165 円といたしました。

これは、取締役会決議日の直前の市場価格であり、直近の株価に依拠することが適当でないことを示す特段の事情がないことから、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先である本持株会にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、この処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第３位を四捨五入しております。）は次のとおりとなります。

| 期間 | 終値平均<br>（円未満切り捨て） | 乖離率 |
|---|---|---|
| １か月（2026 年 10 月 13 日～2026 年 11 月 10 日） | 3,028 円 | 4.52％ |
| ３か月（2026 年８月 12 日～2026 年 11 月 10 日） | 3,050 円 | 3.77％ |
| ６か月（2026 年５月 11 日～2026 年 11 月 10 日） | 2,917 円 | 8.50％ |

５．企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25％未満であること、及び②支配株主の異動を伴うものではないことから、有価証券上場規程第 432 条に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手及び株主の意思確認の手続を要しません。

６．今後の見通し

本施策の実施及び本自己株式処分が当社の 2027 年３月期の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上